

令和5年山形村議会第3回定例会

議事日程（第1号）

令和5年9月5日（火曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 令和5年9月5日

(15日間)

至 令和5年9月19日

日程第 3 村長あいさつ・行政報告

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願・陳情の委員会付託

日程第 6 報告第 3号

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 7 承認第 7号

日程第 8 諮問第 2号

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第 9 認定第 1号

日程第10 認定第 2号

日程第11 認定第 3号

日程第12 認定第 4号

日程第13 認定第 5号

日程第14 認定第 6号

日程第15 認定第 7号

日程第16 議題第39号

日程第17 議題第40号

日程第18 議題第41号

日程第19 議題第42号

日程第 2 0 議題第 4 3 号

日程第 2 1 議題第 4 4 号

日程第 2 2 議題第 4 5 号

日程第 2 3 議案の委員会付託

出席議員（12名）

1 番 小 出 敏 裕 君	2 番 竹 野 入 恒 夫 君
3 番 百 瀬 昇 一 君	5 番 小 林 幸 司 君
6 番 福 澤 倫 治 君	7 番 春 日 仁 君
8 番 大 月 民 夫 君	9 番 三 澤 一 男 君
1 0 番 上 條 倫 司 君	1 1 番 大 池 俊 子 君
1 2 番 新 居 禎 三 君	1 3 番 百 瀬 章 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	教 育 長 根橋範男 君
代 表 監 査 員 住吉 誠 君	総務課長兼 会計管理者 篠原雅彦 君
企 画 振 興 課 堤 岳志 君	税 務 課 長 中村貞寿 君
保 健 福 祉 課 古畑佐登志 君	子 育 て 支 援 課 長 中原美幸 君
産 業 振 興 課 村田鋭太 君	建 設 水 道 課 長 宮澤寛徳 君
教 育 次 長 藤沢洋史 君	総 務 課 長 丸山晃弘 君 財 政 係 長

事務局職員出席者

事務局長 上條憲治 君

書記 上條美季 君

◎開会宣告

○議長（百瀬 章君） おはようございます。これより、令和5年第3回山形村議会定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、傍聴の皆様に申し上げます。山形村議会傍聴規則により、撮影、録音等をする場合は、事前に議長の許可が必要となります。

なお、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

◎開議宣告

○議長（百瀬 章君） 全員が出席で、定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

出席要求者の赤羽副村長及び中川住民課長から欠席届が出ております。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（百瀬 章君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（百瀬 章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山形村議会会議規則第125条の規定により、9番、三澤一男議員、10番、上條倫司議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（百瀬 章君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

過日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を本日から9月19日までの15日間にすべきものと決定いたしましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から9月19日までの15日間と決定いたしました。

◎村長招集あいさつ・行政報告

○議長(百瀬 章君) 日程第3、村長より行政報告を兼ねて、招集のあいさつをお願いします。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 残暑の厳しい日が続いておりますが、田畑を渡る朝の風が秋を告げる季節となりました。

本日、令和5年第3回山形村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご多忙の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

一昨日は、自主防災会・消防団などのご協力をいただき、山形村総合防災訓練が2,000人を超える村民の方にご参加をいただき、充実した訓練を実施することができました。

大規模な災害への対応には、自助・共助の地域の防災力が必要になります。今回の防災訓練を通じて、それぞれの地域で互いに助け合う共助の大切さを確認していただけたと思います。

新型コロナウイルス感染症は、5月8日に感染症法の5類へ移行し、社会全体がコロナ禍前の生活へ戻りつつありますが、現在でも感染は収まることなく、8月29日に県が「新型コロナウイルス医療警報」を発出いたしました。長野県では、定点医療機関からの患者届出数と入院者数が5類移行後最多となっている状況であります。

村では、令和3年5月から開始いたしました新型コロナウイルスワクチン接種は、延べ人数で3万人以上の住民への接種を実施してまいりました。9月20日からは都合7回目の接種となります「秋開始接種」を開始する予定であり、引き続き、接種を希望される村民の方への接種を続けてまいります。

2年以上の長期間にわたりご協力をいただいております医療機関関係者、スタッフの皆様には心より感謝を申し上げます。

行政としましては、感染拡大には留意しながらも、経済を回すことも重要な課題で

ありますので、地域のにぎわいを演出することにも心がけたいと思います。

行政の重要課題であります人口減少対策について申し上げます。

一昨年度創設いたしました山形村へ転入する方への支援策の「住まいる奨励金」については、昨年度の実績は、一昨年度比で14件増、27件。金額では580万円増の1,230万円を交付いたしました。

また、下竹田のお試し住宅については、昨年6月の開始以来8月末時点で宿泊利用日数214日、利用率49%でありました。

また、令和6年度からは、長期滞在者の2世帯の受入れに向けて、現在、DIY体験を開催しながら教員住宅の改修を進めております。

次に、子育て支援策としては、今年度からB&G財団の助成事業の子ども第3の居場所事業がスタートしておりますが、現在23名の児童が登録され、利用しております。

工事の発注状況及び備品の購入状況につきましては、報告書を添付させていただきましたので御覧をいただきたいと思っております。

本定例会に上程いたします案件は、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告、専決処分の承認1件、人権擁護委員の推薦に係る人事案件が1件、令和4年度の山形村一般会計など7会計の決算認定と水道事業の剰余金の処分について1件、令和5年度の補正予算6件を上程いたしました。

ご審議を賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（百瀬 章君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告から説明員の出席要求につきましては、お手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（百瀬 章君） 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

今回受理しました請願・陳情は、5請願第2号と第3号及び5陳情第1号の合計3件であります。

ここで、本請願の紹介議員より内容説明を求めます。

5 請願第 2 号「『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書』採択を求める請願書」について、内容説明を求めます。

大池俊子議員、説明願います。

大池俊子議員。

(1 1 番 大池俊子君 登壇)

○ 1 1 番 (大池俊子君) それでは、「『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書』採択を求める請願」について説明したいと思います。

請願事項としましては、2024年度予算編成の件につき、以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁宛に提出していただきたいということで、どの子にも行き届いた教育をするために、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。また複式学級の学級定員を引き下げること。

理由としましては、これは毎年出されていて、毎年採択されていますが、なかなか実現についてはしていません。実現するまで提出したいと思います。

2021年度から5年計画で小学校は35人学級が実現することになりました。しかし、豊かな学びのためには35人学級でもまだ不十分であり、中学校は40人のままとなっています。長野県では、2013年度に35人学級を中学校3年まで拡大し、以降、小中学校全学年で35人学級となっています。この長野県で35人学級を導入するときに、山形村でも導入しました。財政力指数により村の負担も出ています。

そして昨年も35人学級のために、山形の小学校でも1人変動しても、35人以上にならなければクラスを増やさないとということで、減っても、結局は1クラス減らされてしまって、子どもたちにとっても非常に負担が強いられています。このことも少人数学級が30人になれば解消されるのではないかと思います。

また、複式学級の学級定員についても、長野県は独自に小中学校ともに8人としていますが、教育標準法の裏づけがないために財政負担は大きくなります。小学校では専科教員が県基準の学級数ではなく、国基準の学級数で配置されていたり、学級増に伴う教員増を、臨時的任用教員の配置により対応しているなど、課題も山積みされています。

以上、簡単な理由ですが、早急に30人学級を実現するなど、さらに少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠ということで、この内容、措置を読んでいただき、採択されるよう慎重な審議をよろしく申し上げます。

○議長（百瀬 章君） 次に、5 請願第 3 号「『へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと』を長野県知事に求める請願書」について、内容説明を求めます。

大池俊子議員、説明願います。

大池俊子議員。

（11 番 大池俊子君 登壇）

○11 番（大池俊子君） 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書ですが、これも毎年出されていて、なかなか解決しません。

この「へき地教育振興法」は、都道府県の任務として特殊事情に適した学習指導、教材、教具などについての調査、研究及び資料整備、教員の養成施設設置、市町村への指導、助言または援助など、教員及び職員の定数の決定への特別な配慮、教員に十分な研修の機会と必要な経費の確保を規定しています。また、へき地手当の月額は「文科省令で定め基準を参酌して条例で定める」としていますが、長野県においては、文科省省令で定めるべき基準に 8%の 8分の 1 に過ぎない 1%にするなど、2006 年度より 1 級地のへき地手当を減らしているままであります。それを大幅な減額を行っています。

現在では一律 1.7%を加える基準の 3分の 1 程度まで回復はしていますが、依然として長野県と近隣県の手当支給率には大きな差があるということで、そしてさらに現在では原油価格高騰など非常に経済的な負担などもさらに増している中で、教員不足、教員採用試験志願倍率の低下は大きな課題となっていますが、県境の近くでは賃金格差が長野県では低いために、人材流出が既に起きているということです。

へき地手当支給率は全国最低水準にあることは人材確保の面では大きなマイナス要因であり、へき地校を抱える自治体にとどまらず、全国的な課題といえます。

以上の理由からぜひ、近隣県との均衡を考慮して検討してほしいということで、この請願を採択され、県のほうへ上げていただくよう、慎重な審議をよろしく願います。

○議長（百瀬 章君） 本日提案されました請願及び陳情 3 件については、山形村議会会議規則第 9 2 条の規定により、お手元に配付の請願・陳情付託表のとおり、福祉文教常任委員会に付託し、審査願うことにいたします。

◎報告第3号

- 議長（百瀬 章君） 日程第6、報告第3号「令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。村長より報告を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

- 村長（本庄利昭君） 報告第3号「令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」の説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、財政の早期健全化、財政の再生に関する指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標による「健全化判断比率」を監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字がなかったため、前年度と同様に数値なしとなりました。

実質公債費比率についてであります。昨年度より0.4%下降し、6.9%となり、早期健全化基準には該当しませんでした。

また、将来負担比率は、前年度と同様に数値なしとなりました。

次に、同じ法律の第22条第1項の規定により、公営企業の経営状況を判断する指標であります「資金不足比率」を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

資金不足比率は、水道事業、下水道事業及び清水高原簡易水道事業の3公営企業会計とも資金不足は生じていないため、前年度と同様に数値なしとなり、いずれも経営健全化基準には該当しませんでしたので、報告を申し上げます。

- 議長（百瀬 章君） 村長の説明が終了しました。詳細説明があれば、これを許します。

- 総務課長（篠原雅彦君） ありません。

- 議長（百瀬 章君） ここで代表監査委員より「令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率」の審査意見について報告をお願いします。

住吉代表監査委員。

（代表監査委員 住吉 誠君 登壇）

- 代表監査委員（住吉 誠君） 報告第3号の次のページを御覧いただきたいと思いま

す。そこからページを振ってあります。

令和4年度山形村決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について。この審査意見につきましては、先月8月22日に村長に提出いたしました。

内容でございますけれども、1として「健全化判断比率の審査意見」が2ページから3ページ、「資金不足比率の審査意見」が4ページということになっております。

2ページを御覧いただきたいと思います。令和4年度の健全化判断比率の審査意見ということであります。

5の「審査の結果」を御覧いただきたいと思います。審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であると認めました。

6「審査の意見等」。

(1)の「健全化判断比率の状況」につきましては、先ほど村長が報告したとおりであります。

(2)「是正又は改善を要する事項」ということで、3ページを御覧いただきたいと思います。

今回、要望事項1件ということであります。内容につきましては、健全化判断比率・資金不足比率共通ということをお願いしたいと思います。

①「健全化判断比率及び資金不足比率の村ホームページ公表について」であります。これにつきましては3年度の決算の審査の意見にも、公表につきまして要望事項として提出してありますけれども、村のホームページの利用において若干、村民に分かりづらいのではないかとということで、一層村民に分かりやすい公表の仕方をしていただきたいということで、今回も要望事項として提出しています。

(3)「むすび」。健全化判断比率については、いずれも自主的な改善努力が義務づけられている早期健全化基準に達していません。引き続き健全な財政運営に努めてください。

4ページを御覧いただきたいと思います。資金不足比率の審査意見であります。

5「審査の結果」。審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合しかつ正確であると認められました。

6「審査の意見等」。(1)「資金不足比率の状況」につきましては、先ほど村長が報告したとおりであります。

(2)「是正又は改善を要する事項」。要望事項1件ということで、先ほどの健全化

判断比率と同様でございます。

(3)「むすび」としまして、法適用企業の水道事業会計および下水道事業会計並びに法非適用企業の清水高原簡易水道特別会計の3公営企業会計において、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されていません。引き続き、効率的で安定した経営改善に努めてください。

以上をもちまして、健全化判断比率及び資金不足の審査意見の報告としたいと思えます。

○議長（百瀬 章君） それでは、報告第3号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

以上で、報告第3号は終了いたします。

◎承認第7号

○議長（百瀬 章君） 次に日程第7、承認第7号「令和5年度山形村一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 承認第7号「令和5年度山形村一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」の提案説明を申し上げます。

令和5年度山形村一般会計補正予算第3号については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年8月1日に専決処分をし、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めるものであります。

この一般会計補正予算第3号であります。新型コロナウイルスワクチン接種事業に関する費用及び事務職員派遣業務委託料が主な内容であります。歳入歳出それぞれ2,332万7,000円を追加し、総額を38億6,468万5,000円とするものであります。

歳入の主な内容であります。地方交付税に159万6,000円、国庫支出金に2,173万

1,000円を追加しております。

歳出の主な内容であります。総務費に159万6,000円、衛生費に2,173万1,000円を追加しております。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

ただいまの承認第7号については、議会運営委員会において、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認めます。よって、承認第7号は、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

◎諮問第2号

○議長（百瀬 章君） 日程第8、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」の説明を申し上げます。

「人権擁護委員候補者の推薦について」であります。現在人権擁護委員であります山口悦子委員が、本年12月31日をもって任期満了となることから、法務大臣から山形村長に対し、長野地方法務局長を通じて委員候補者の推薦依頼がありました。

つきましては、引き続き山口悦子氏を再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、村議会の意見を聞き、法務大臣に委員候補者を推薦するために議会の意見を求めるものであります。

同氏におかれましては、令和3年1月1日から人権擁護委員として活動され、人格識見が高く、人権擁護について理解があり、適任と考えますので、ご審議をお願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、諮問第2号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認めます。よって、諮問第2号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩します。休憩。

(午前 9時31分)

○議長(百瀬 章君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前 9時41分)

○議長(百瀬 章君) それでは、先ほど議題としました承認第7号について、お諮りします。

承認第7号については、既に全員協議会において説明を受けておりますので、質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) 異議もないようですので、討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(百瀬 章君) 討論もないので、終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件は原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、承認第7号は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第8、諮問第2号について、お諮りします。

本案件も既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) 異議ないようですので、討論を行います。諮問第2号について討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(百瀬 章君) ないようですので、討論を終結し、直ちに採決します。

諮問第2号について、原案のとおり答申することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、諮問第2号については、原案のとおり答申することに決定しました。

◎認定第1号～認定第7号

○議長(百瀬 章君) 日程第9、認定第1号から、日程第15、認定第7号までを、一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 認定第1号から認定第7号までの令和4年度の決算7件について提案説明を申し上げます。

山形村の令和4年度の一般会計1会計、特別会計4会計、公営企業会計2会計の合計7会計に係る決算について、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものであります。

詳細につきましては、令和4年度の決算を調製しました会計管理者から各会計について説明を申し上げます。

ご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長(百瀬 章君) 篠原総務課長。

(会計管理者 篠原雅彦君 登壇)

○会計管理者(篠原雅彦君) それでは、認定第1号から第7号、令和4年度山形村一般会計、特別会計、公営企業事業会計の歳入歳出決算の概要について、一括してご説

明いたします。

詳細につきましては、後日議会全員協議会において各課から説明の機会がございますので、決算書の款項別集計表に基づき、主な項目について、前年度決算額との比較を中心に、千円単位で概要をご説明いたします。

初めに、認定第1号、一般会計についてご説明いたします。

①ページ、②ページを御覧いただきたいと思います。

繰越明許費を含む歳入総額は、前年度と比較しまして、8,596万4,000円減の43億751万5,000円。歳出総額は、5,208万6,000円増の41億6,901万9,000円で、実質収支額は1億1,262万5,000円となりました。また、繰越明許費として翌年度へ繰り越した額は1億2,107万4,000円であります。

続いて、③、④ページの款項別集計表を御覧ください。

まず、歳入についてご説明いたします。

1 款の村税であります。収入済額10億6,527万1,000円で前年度より5,174万7,000円の減となっております。収入未済額は1,981万円7,000円で473万円の減となっております。

1 0 款の地方交付税であります。15億5,698万5,000円で7,795万7,000円の増となっております。

ページ移りまして、⑤、⑥ページを御覧ください。

1 4 款の国庫支出金です。1億1,076万2,000円減の5億3,753万4,000円。

1 5 款の県支出金が、2,931万円減の2億5,226万1,000円となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。⑦、⑧ページを御覧ください。

2 款の総務費であります。7億9,792万3,000円で前年度比1億3,054万7,000円の増。

3 款の民生費であります。11億1,585万8,000円で1億3,804万3,000円の減であります。

4 款の衛生費は、4億1,998万円で1,810万6,000円の増。

1 0 款の教育費であります。3億1,564万円で、2,540万6,000円の減となっております。

ページがかなり飛びます。238ページを御覧いただきたいと思います。

基金の保管状況になります。令和4年度末の残高は3億2,978万7,000円増となりまして、基金残高が30億3,845万4,000円となっております。

一般会計については以上でございます。

次に、特別会計についてご説明させていただきます。

認定第2号、国民健康保険特別会計についてお願いいたします。

こちら①、②ページから御覧いただきたいと思ひます。

歳入総額につきましては、2,840万6,000円減の10億1,204万円。歳出総額は2,769万7,000円減の10億543万7,000円で、実質収支額は660万3,000円となっております。

③、④ページを御覧いただきたいと思ひます。

歳入の1款、国民健康保険税であります。2億2,399万1,000円で、前年度比1,040万3,000円の減という状況であります。収入未済額につきましては、292万4,000円減の1,946万4,000円でありました。

⑤、⑥ページを御覧ください。歳出になります。

2款の保険給付費であります、6億8,350万7,000円で、2,694万3,000円の減という状況であります。

ページが飛びます。18ページを御覧いただきたいと思ひます。

基金の保管状況であります。国民健康保険支払準備基金として令和4年度末の残高であります、926万7,000円となっております。

続きまして、認定第3号、後期高齢者医療特別会計についてご説明いたします。

①、②の歳入歳出決算総括表を御覧いただきたいと思ひます。

歳入総額であります。前年度比で477万円増の8,918万6,000円。歳出総額は412万5,000円増の8,820万7,000円で、実質収支額は97万9,000円ということになっております。

③、④ページを御覧ください。

歳入の1款であります。後期高齢者医療保険料であります、7,168万9,000円で411万9,000円の増という状況で、収入未済額につきましては、59万円であります。

⑤、⑥ページを御覧ください。

歳出であります。2款の後期高齢者医療広域連合納付金は8,818万9,000円で、411万5,000円の増という状況であります。

認定第4号、介護保険特別会計についてご説明いたします。

①、②ページであります、歳入総額は、509万6,000円減の7億2,632万5,000円。歳出総額は7万8,000円増の6億6,461万2,000円で、実質収支は6,171万3,000円となっております。

③、④ページを御覧ください。

歳入、1 款の介護保険料であります。1 億7,262万9,000円で、123万7,000円の増であります。収入未済額につきましては272万6,000円でありました。

⑤、⑥ページを御覧ください。

歳出の2 款、保険給付費であります。3,349万2,000円減の5 億4,696万5,000円となっております。

4 款の基金積立金であります。3,350万4,000円でありまして、介護保険支払準備基金の4 年度末の残高であります。1 億3,099万6,000円となっております。

認定第5号になります。清水高原簡易水道特別会計についてご説明いたします。

①、②ページであります。歳入総額は前年度比1,098万6,000円増の2,878万円。歳出総額は1,112万9,000円増の2,766万9,000円で、実質収支は111万1,000円となっております。

③、④ページを御覧ください。

歳入の1 款、使用料及び手数料であります。461万円。

続いて、⑤、⑥ページを御覧ください。

歳出の1 款、経営管理費であります。1,535万6,000円となっております。

ページちょっと飛びますが、8 ページを御覧いただきたいと思ひます。

清水高原簡易水道建設改良基金であります。63万2,000円を積み立てまして、4 年度末残高が937万1,000円となっております。

次に、公営企業事業会計についてご説明いたします。

認定第6号、水道事業会計についてご説明いたします。

決算書の上水1 3 ページから御覧いただきたいと思ひます。収益費用明細書に基づきご説明いたします。

初めに収益的収支ですが、水道事業収益は1 億9,903万8,000円で、169万4,000円の減。水道事業費用は1 億6,171万5,000円で、1,353万4,000円の増。純利益につきましては3,732万3,000円となっております。

次に、資本的収支でありますけれども、1 5 ページを御覧ください。

資本的収入ですが、64万7,000円。資本的支出は9,168万2,000円となりました。

差引不足額の9,103万5,000円ありますが、こちらにつきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び消費税資本的収支調整額で補てんをしております。

積立金の状況でありますけれども、減債積立金が4,500万円、建設改良積立金が3 億

5,000万円となっております。そちらについては4ページを御覧いただければと思います。

認定第7号、下水道事業会計についてご説明いたします。

決算書の18ページから御覧いただきたいと思います。

初めに収益的収支であります。下水道事業収益は3億9,621万4,000円で、898万9,000円の減。下水道事業費用は3億2,647万6,000円で、146万2,000円の減であります。純利益については6,973万8,000円となっております。

次に、資本的収支であります。19ページを御覧ください。

資本的収入は8,865万2,000円で825万1,000円の減となっております。一方、資本的支出であります。2億6,968万9,000円で、763万3,000円の減となりました。

差引不足額の1億8,103万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金、過年度分未処分利益剰余金及び消費税資本的収支調整額で補てんしております。

基金の保管状況であります。公共下水道施設整備推進基金として2億3,464万4,000円という状況となっております。

以上で、令和4年度山形村一般会計、特別会計、公営企業事業会計の歳入歳出決算書の概要について説明を終わらせていただきます。

○議長（百瀬 章君） 認定第1号から認定第7号までの会計管理者からの説明が終わりました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

最初に、認定第1号についての詳細説明はありますか。

○総務課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 次に、認定第2号についての詳細説明と認定第3号についての詳細説明については、中川課長が欠席のため省略いたします。

○議長（百瀬 章君） 次に、認定第4号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 次に、認定第5号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 次に、認定第6号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 次に、認定第7号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 以上で、担当課長からの詳細説明を終わらせます。

ここで、代表監査委員より令和4年度一般会計決算及び特別会計決算並びに公営企業事業会計決算について、決算審査意見書の報告をお願いします。

住吉代表監査委員。

（代表監査委員 住吉 誠君 登壇）

○代表監査委員（住吉 誠君） 令和4年度山形村の一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況並びに公営企業会計決算の審査意見について申し上げたいと思います。

この審査意見につきましては、去る8月22日に村長の方に提出しております。

内容でございますけれども、一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査意見が2ページから7ページ、基金運用状況の審査意見が8ページ、公営企業会計決算の審査意見が9から12ページということになっております。

2ページをお開き願いたいと思います。一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査意見であります。

2「審査の対象」であります。一般会計、それから国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、清水高原簡易水道特別会計のそれぞれの決算であります。

5「審査の結果」。審査の結果がそこにありますけれども、4行目からお願いしたいと思います。結果、一部の会計処理を除き、前述のとおり審査した限り、重要な点において、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であると認められました。

6「審査の意見等」、(1)「総括」、①「歳入歳出決算の状況」につきましては、先ほど会計管理者から、それぞれの会計について説明がありましたので、監査委員の意見としましては合計数字を載せてあります。歳入総額、歳出総額とも、令和3年度と決算規模は横ばいという状況になっておりますので、御覧いただきたいと思います。

3ページをお願いしたいと思います。

②「収支の状況」でありますけれども、前年度に引き続きまして黒字ということになっております。

③「予算の執行状況」であります。今回、執行状況の下に「令和4年度の不用額の状況」ということで、この表につきまして新設させていただきました。それぞれの会計の予算現額、不用額、それから不用率ということで載っております。令和4年度は不用率が2.8%ということでありまして、令和3年度が3.2%ということでご

ざいますので、大分改善したというようなことが言えるかと思えます。

④「主要財政指標の状況」であります。そこに5つの指標がそれぞれ載っておりますけれども、左から2番目の実質収支比率が4.0%ということで、前年度より4.2ポイント下回っているという状況であります。その右の経常収支比率につきましては令和4年度が79.2%ということで、前年度を4.4%上回っているということが主なポイントかと思えます。

⑤「基金現在高の状況」であります。一般会計から特別会計の合計がそこに書いてある数字でございますので、数字につきましては会計管理者が先ほど説明申し上げましたので省略したいと思います。前年と比較して3億2,462万3,000円の増となっております。

4ページをお願いしたいと思います。

⑥「村債現在高の状況」であります。村債の現在高は一般会計と清水高原簡易水道特別会計でありまして、合計で4年度末が24億5,560万1,000円ということで、前年度と比較して1億7,952万6,000円の減となっております。

⑦「不納欠損額の状況」ということで、この⑦の表につきましても、今回新設させていただきます。一般会計特別会計の不能欠損額がそこに書いてあるとおりでありまして、前年度より倍増しておるという状況になっております。

⑧「収入未済額の状況」ということで、一般会計、特別会計合わせて4,281万7,000円ということで、前年度よりも419万6,000円の減となっております。

(2)の「一般会計」については御覧のとおりであります。

(3)の「国民健康保険特別会計」であります。そこに歳入歳出差引額、実質収支ともに660万3,000円とありますが、これにつきましては後ほど指摘事項で監査委員の意見を申し上げたいと思えます。

5ページに行ってくださいまして(4)「後期高齢者医療特別会計」、(5)「介護保険特別会計」は御覧のとおりであります。

(6)「清水高原簡易水道特別会計」につきましては最後の行ですけれども、令和5年4月1日から公営企業会計への移行となったということであります。

(7)「是正又は改善を要する事項」ということでありまして、四角の下でありますけれども、後述のとおり指摘事項3件、要望事項5件、意見1件ということで、今回提出させていただきました。

まず、指摘事項3件であります。

①としまして「民生費における出納整理期間中の支出について」であります。

令和4年度の出納整理期間というのは、令和5年の4月、5月が出納整理期間となっておりますけれども、民生費の支出命令票において請求書が添付されておったのですけれども、その請求書につきまして、中身を見ますと令和5年度の会計年度に属する請求書というようなことでありまして、非常にここら辺は所管課、会計管理者等が問題ということで、今回指摘事項とさせていただきます。

それから次、②「国民健康保険特別会計における出納閉鎖後の収入について」であります。

地方自治法208条第1項は「会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる」とされており、6ページですけれども、第235条の5は「出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する」ということで明記されております。

しかし、国民健康保険特別会計歳入歳出決算では、支払準備基金繰入金の収入4,300万円について、出納閉鎖後の6月1日に事務処理されておりました。先ほど歳入歳出差引額、実質収支とも660万3,000円ということで会計管理者からも報告がありましたけれども、実際にはこの繰入金が6月1日ということで、この660万3,000円から収入の4,300万円をマイナスしますと赤字ということで、3,639万7,000円ということが実際に起こったということでありまして、これは致命的と言える事案かと思っておりますので、今回指摘事項ということにさせていただきます。

③としまして「介護保険特別会計における介護保険料の収入未済額について」です。

介護保険特別会計の決算におきまして、現年度分特別徴収保険料の収入未済額がマイナスの4万4,610円とされておりました。収入未済額がマイナスということ自体、誰がこれを見てもおかしいわけですが、これにつきましては所管課から他市町村においても還付未済として決算されている旨の説明がありましたけれども、財務規則に基づく適正な調定、収入ということから考えた場合、これははっきり言っておかしいということで、今回指摘事項ということにさせていただきました。

続きまして、要望事項5件であります。項目のみ申し上げたいと思います。

①「村税、負担金、保険料等の収入率向上について」。

②「衛生費における国民保険の高額療養費の未支給給付金について」。

③「諸支出金における基金の運用益金の処理について」。

④「物品の適正な管理及び活用について」。

次のページに行ってくださいまして、⑤「一般会計及び特別会計の決算要領等の公

表について」であります。

続きまして、意見1件ということであります。

①「会計管理者及び会計系の組織・体制づくりについて」であります。

村では令和2年度から、会計管理者は総務課長が兼ねるということになりまして、総務課の中に会計係が置かれたということで現在まで至っておりますけれども、この1年半監査をやった中で、定期監査、例月出納検査、決算審査等の中の是正又は改善を要する事項等も見erる中で、指摘要望事項が結構ありまして、会計というもののチェックの甘さというか、非常に不十分だということを感じまして、今回会計というものを期待に応えられるような、独立性や専門性を高める組織、職員体制が必要であるということで意見として、今回提出させていただきます。

つきまして、(8)「むすび」としまして、今後とも行財政運営に当たっては、村民の理解と協力を得ながら、財政の健全化に向けた取組をより強力に推進するとともに、人口減少や物価高騰、自然災害など先行きが不透明な社会情勢にあつて、将来の世代に過度の負担を残さず、課題に取り組まれるよう要望します。

最後に開村150周年の節目に向け、村長をはじめ職員一人ひとりが複雑多様化する住民ニーズなどに対応した行政サービスを安定的に供給するとともに、透明性を確保し、村民に対して十分な説明を果たしてください。

続きまして、8ページをお願いしたいと思います。基金運用状況の審査意見であります。

2「審査の対象」、1基金ということで、土地開発基金が該当します。

5「審査の結果」であります。2行目からですけれども、前述のとおり、審査した限り、重要な点において、村長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていると認められました。

6「審査の意見等」、(1)「土地開発基金の運用状況」ということで、4年度末で7,900万2,000円ということでありまして、4年度中に4万5,000円増となっております。これは預金利子を基金に積み立てたものであります。

(2)「むすび」ということで、最後の2行ですけれども、今後とも、適正かつ効率的な運用に努め、基金の設置目的に沿って長期的な展望に至った円滑な執行及び一層の成果を上げるようにしてください。

続きまして、9ページをお願いしたいと思います。公営企業会計決算の審査意見で

あります。

2「審査の対象」、2公営企業会計ということで、水道事業会計、下水道事業会計のそれぞれの決算であります。

5「審査の結果」ということでありまして、3行目からですけれども、前述のとおり審査した限り、重要な点において、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であると認められました。事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認められました。

6「審査の意見等」ということで、(1)「総括」、①「損益計算書」ということで、そこに水道事業、下水道事業をそれぞれ並べて記載してあります。

項目3の経常利益でありますけれども、水道事業が3,732万3,000円、下水道事業会計が6,638万1,000円ということであります。

10ページをお開き願いたいと思います。項目11の当年度未処分利益剰余金であります。水道事業会計が9,601万6,000円、下水道事業会計が4億938万1,000円ということになっております。

②「貸借対照表」であります。項目1から4が固定資産、項目5から8が負債、それから項目9から12が資本ということになっておりますので、水道事業、下水道事業それぞれ御覧いただきたいと思います。

次に③「企業債現在高の状況」ということで、4年度末の企業債残高は16億4,331万円ということでありまして、前年度よりも減少しております。

次に④「不納欠損額の状況」ということであります。この表につきましても今回新設させていただきました。企業会計の不納欠損が2万2,000円ということ、前年度よりも減少しております。

⑤「未収金の状況」ということで、企業会計の未収金が403万9,000円ということ、前年度と比較すると30万3,000円ということ、企業会計におきましては毎年、未収金が増えているという状況になっております。

つきまして、(2)の「水道事業会計」の全文それから①「損益計算書」、11ページに行ってくださいまして、②の「貸借対照表」については記載のとおりであります。

③の「資金収支」でありますけれども、キャッシュ・フロー計算書による資金残高は5億9,198万6,000円ということ、これは積立金、普通預金、定期預金、現金ということで、それぞれそこに記載の金額で保管されております。

(3)「下水道事業会計」でありますけれども、全文、①「損益計算書」、②「貸借対

照表」は、御覧のとおりであります。

③「資金収支」でありますけれども、キャッシュ・フロー計算書による資金残高は1億3,043万7,000円ということで、全額普通預金として保管されております。

なお、固定資産としまして、公共下水道施設整備推進基金がありまして、2億3,464万4,000円ということになっております。

次に(4)「是正又は改善を要する事項」ということで、四角の下ですけれども、後述のとおり、指摘事項1件、要望事項3件が認められましたということです。

12ページを御覧いただきたいと思っております。

指摘事項1件でありますけれども、①「下水道事業会計における分担金の基金積立てについて」であります。

公共下水道施設整備推進基金の条例におきまして、基金に積み立てる金額が決まっております。下水道事業受益者分担の条例の第6条の規定により徴収した分担金の一部または全部を積み立てるということで規定されております。

しかし、下水道事業会計において、分担金をそれぞれ徴収した積立てにつきましては、公営企業会計の下水道事業会計へ移行した平成27年度から令和4年度までの8年間全く分担金については積み立てられておらず、預金利子のみ積み立てていったということでありまして。

公営企業に移行前の平成26年度の特別会計までにつきましては、公営企業前ですので、どうのこうの言っても仕方ありませんので、今回につきましては公営企業に移行しました平成27年度以降について記載させていただいております。

下水道事業の受益者分担金につきましては、1単位35万円ということで、下水道分担金としまして、令和4年度が700万円、令和3年度が1,295万円ということで、この2年間だけで2,000万円ということで、8年間にということで単純計算しますと、8,000万円近くが全く基金へ積み立ててこられずに現在に至っているという状況ですので、今回指摘事項ということにさせていただきました。

続きまして、要望事項3件であります。項目のみ申し上げます。

①「水道料金及び下水道使用量の収入率向上について」。

②「固定資産の適切な管理、活用等について」。

③「公営企業会計の決算要領の公表について」。

(5)「むすび」としまして、最後に、住民に最も身近なライフラインである水道事業及び下水道事業を取り巻く経営環境は、老朽化した施設や設備の更新、改修等に要

する経費の増加により、今後も厳しい状況が続くと見込まれます。

公営企業としての経済性を発揮する中で、公共の福祉が増進されるよう、一層の経営安定化を図るとともに、質の高いサービスが提供されることを望むものであります。

以上で、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況並びに公営企業会計決算の審査意見の報告とさせていただきます。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明及び代表監査委員の決算審査意見の報告が終わりましたので、これより認定第1号から認定第7号までの議案について、一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁はその後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

三澤一男議員。

○9番（三澤一男君） ただいまの監査委員の審査報告を受けましたら大分内容的には出納閉鎖の期間の問題を含め、いろいろな指摘事項がございました。これについては村もこの4年度の認定は我々するわけですけれども、その辺のところの対応についての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問について、答弁願います。

本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今のご質問でございますが、5月31日の出納閉鎖を過ぎて、翌日に現金が動いているという、このことは、出納閉鎖期間以降の扱いなものですから、どういう、それを対応というのですかね、どんなやり方があるかということで、いろいろ関係機関にも照会をして、担当からしていただいたのですが、それに対してこうだというその明快なその回答がないものですから、極めてまれなケースだと思えますし、今回そういうことは起こらないという前提で規定されているものだと思います。

そんなこともあって、どういう方法がいいかというのが、扱いにも非常に困って、上部機関に聞いても、こうやれというそういった指導がないものですから、そのまま、非常に不適切ではあります。出納期間中に処理された後、同様な扱いとして決算を打つてあると、それが状況であります。

このことについては事務処理上の大きな誤りでありますので、これから、こういうことが起こらないように、財務規則の徹底等を含めて、どういう方法がいいか、これからの対応には当たりたいと考えております。

- 議長（百瀬 章君） 三澤一男議員。
- 9番（三澤一男君） 内容的にはそういう、監査体制はそういうことで、監査は指摘されておりますし、内部の体制をしっかりと、これからはその辺のところがないように詰めていく方法を検討していただかないといけないのではないかとということだけ申し上げておきます。
- 議長（百瀬 章君） ほかに質疑はありますか。
- 大池俊子議員。
- 11番（大池俊子君） 水道料金など、違うものはあるのですが、未収金が増えている中で、窓口業務がなくなることによって、原因がどこにあるか分からないのですが、その窓口業務などをやらなくなった中での努力というのがどういうふうにされたか、お聞きしたいと思います。
- 議長（百瀬 章君） 中村税務課長。
- 税務課長（中村貞寿君） 今の大池議員のご質問に対してであります、3月31日を持ちまして、夜間の窓口業務を廃止することに伴いまして、4月以降、国で進めているQR決済でありましたり、コンビニ納付を導入させていただきました、そちらで対応する、自主納付を促す形で進めておりますので、今後注視していただければなと思っておりますので、よろしくお願いします。
- 議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。
- 11番（大池俊子君） QRとかコンビニ納付などはいいのですが、やっぱり顔の見えるところで解決していくのも大事だと思うので、要望ですが、3月31日でやめてしまったのですが、そこら辺のところも様子を見ながらまた進めてほしいと思います。これは要望です。
- 議長（百瀬 章君） ほかにありますか。
- （発言する者なし）
- 議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。
-

◎議案第39号

- 議長（百瀬 章君） 日程第16、議案第39号「令和4年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」を議題とします。
- 村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第39号「令和4年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」の提案説明を申し上げます。

本案は、令和4年度決算により生じた利益剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、その処分について議決を求めるものであります。

内容といたしましては、未処分利益剰余金が9,601万5,000円となっていますが、そのうち1,000万円を減災積立金に、3,000万円を建設改良積立金として処分し、残りの5,601万5,000円は翌年度へ繰り越すものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長(百瀬 章君) 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○建設水道課長(宮澤寛徳君) ありません。

○議長(百瀬 章君) それでは、議案第39号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(百瀬 章君) 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第40号～議案第45号

○議長(百瀬 章君) 日程第17、議案第40号から、日程第22、議案第45号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第40号から議案第45号の令和5年度補正予算6件について、提案説明を申し上げます。

まず、議案第40号「令和5年度山形村一般会計補正予算(第4号)」の提案説明を申し上げます。

一般会計の補正予算第4号は、歳入歳出予算の補正を行うものです。

第1条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出の総額に1億310万5,000円を追加し、補

正後の予算規模を39億6,779万円とするものです。

主なものを申し上げますと、歳入予算では、地方交付税として1,816万円、国庫支出金に190万1,000円、県支出金に661万1,000円、繰入金に720万6,000円、繰越金に7,262万5,000円を追加した一方、村債では347万1,000円を減額いたしました。

歳出予算では総務費で888万7,000円、民生費で1,587万2,000円、農林水産費で224万5,000円、土木費で1,976万6,000円を追加したほか、地方財政法の規定に基づいて、令和3年度決算の剰余金を積み立てる予算計上をしたため、諸支出金で5,642万9,000円の追加計上となっております。

第2条の地方債の補正では、臨時財政対策債は国から示された発行可能額に合わせて限度額を変更するものであります。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。

次に、議案第41号「令和5年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の提案説明を申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ836万5,000円を追加し、総額を10億5,817万9,000円とするもので、主な内容は歳入では令和4年度の普通交付税の精算金720万6,000円、前年度からの繰越金650万3,000円を計上しました。このほか、予定した保健事業の特別交付金の対象外となり実施できなくなったため、財源として計上していた県支出金561万1,000円を減額いたしました。

歳出では、本年度事業費納付金の確定に伴い55万6,000円、普通交付金の精算分を県に支払うための720万7,000円、支払準備基金積立金に前年度繰越金から335万円を追加計上した一方、歳出で申しあげました、保健事業の中止により563万8,000円を減額しております。

次に、議案第42号「令和5年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の提案説明を申し上げます。

歳入歳出に900万円を追加し、総額を9,428万円とするものです。保険料の本算定による調停額の増で、特別徴収500万円、普通徴収400万円をそれぞれ計上いたしました。これにより歳出側は、県広域連合への納付金を900万円増額しております。

次に、議案43号「令和5年度山形村介護保険特別会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算第2号は、歳入歳出にそれぞれ6,181万3,000円を追加し、総額を7億5,165万円とするもので、主に前年度事業費確定に伴うものであります。

歳入予算では主に、繰越金6,171万3,000円、一般会計繰入金に25万7,000円を計上しております。

歳出予算では主に、基金積立金に2,263万2,000円、国庫支出金等の過年度返還金に3,197万5,000円、一般会計繰出金に720万6,000円を計上するものです。

次に、議案第44号「令和5年度山形村水道会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

水道事業会計補正予算第2号は、収益的収入では消火栓修理工事等の増に伴い、その他収益雑収入で62万1,000円を増額し、収益的支出では、配水および給水費の修繕費に、200万円を増額するものです。

また、資本的収入においては、消火栓取付等工事箇所が増に伴う、他会計負担金で61万5,000円を増額。資本的支出では建設改良費の配水管布設替工事に1,500万円を増額し、消火栓取付費を61万5,000円増額するものであります。

次に議案第45号「令和5年度山形村清水簡易水道会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

清水高原簡易水道事業会計補正予算第2号は、収益的支出において、営業費用に99万円を増額するものです。内容は、落雷により破損した高区配水地のテレメーター機器の取替工事の費用でございます。

以上、6会計について、それぞれご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終わりました。ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

初めに、議案第40号についての詳細説明はありますか。

篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 村長の提案説明と重なる部分多々あるかと思いますが、お願いしたいと思います。

一般会計補正予算第4号であります。今回、歳入歳出予算の補正、地方債の補正を行うものでございます。

まず歳入歳出予算の補正であります。2ページを御覧いただきたいと思っております。

10款の地方交付税に1,816万円、15款の県支出金に661万1,000円、19款の繰越金に7,262万5,000円を追加する一方、21款の村債で347万1,000円を減額するなど、所要額を計上いたしております。

次に4ページ、5ページの歳出であります。

まず1巻の総務費でありますけれども888万7,000円、3款の民生費に1,587万2,000円、8款土木費に1,976万6,000円、13款の諸支出金に5,642万9,000円を追加計上しております。

6ページを御覧いただきたいと思います。第2表の地方債の補正であります。今回は1件の記載について補正をお願いするものであります。

臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴いまして、限度額を2,300万円から1,952万9,000円に変更するものであります。

詳細につきましては、10ページ以降の説明書を御覧いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

- 議長（百瀬 章君） 次に、議案第41号について、詳細説明はありますか。
- 総務課長（篠原雅彦君） ありません。
- 議長（百瀬 章君） 次に、議案第42号についての詳細説明はありますか。
- 総務課長（篠原雅彦君） ありません。
- 議長（百瀬 章君） 次に、議案第43号についての詳細説明はありますか。
- 保健福祉課長（古畑佐登志君） ありません。
- 議長（百瀬 章君） 次に、議案第44号についての詳細説明はありますか。
- 建設水道課長（宮澤寛徳君） ありません。
- 議長（百瀬 章君） 次に、議案第45号についての詳細説明はありますか。
- 建設水道課長（宮澤寛徳君） ありません。
- 議長（百瀬 章君） 提案説明が終わりました。これより議案第40号から議案第45号までについて一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁は、その後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

- 議長（百瀬 章君） 日程第23「議案の委員会付託」を議題とします。

本日提出されました認定第1号から認定第7号及び議案第39号から議案第45号

までについては、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長(百瀬 章君) 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了しました。

本日の本会議はこれにて閉議し、散会といたします。

(午前10時42分)
